

# れいほく事務だより

嶺北地域学校事務支援室  
平成28年度 No.3

## 期末・勤勉手当特集！

### 期末・勤勉手当って？

いわゆるボーナスと呼ばれている民間における「賞与」です。  
「期末手当」と「勤勉手当」で構成されています。

### いつ支給されるの？

6月→6月30日 12月→12月10日

※支給日が日曜日に当たるときは、前々日の金曜日  
支給日が土曜日にあたるときは、前日の金曜日 となります。

### 支給額はどのように計算されるの？

#### ■期末手当

期末手当＝①期末手当基礎額×②支給割合×③在職期間割合

##### ①期末手当基礎額

給料月額※1＋扶養手当＋地域手当  
＋（給料月額＋地域手当）×役職段階別加算割合表4

②支給割合 6月→120/100 12月→135/100

③在職期間表1

表1

| 在職期間       | 割合      |
|------------|---------|
| 6か月        | 100/100 |
| 5か月以上6か月未満 | 80/100  |
| 3か月以上5か月未満 | 60/100  |
| 3か月未満      | 30/100  |

基準日現在の在職期間です。※2

#### ■勤勉手当

勤勉手当＝①勤勉手当基礎額×②支給割合

##### ①勤勉手当基礎額

給料月額※1＋地域手当  
＋（給料月額＋地域手当）×役職段階別加算割合※表4

②支給割合 期間率表2×成績率表3

表2

| 在職期間          | 割合      |
|---------------|---------|
| 6か月           | 100/100 |
| 5か月15日以上6か月未満 | 95/100  |
| 4か月15日以上5か月未満 | 80/100  |
| 4か月以上4か月15日未満 | 70/100  |
| 3か月15日以上4か月未満 | 60/100  |
| 3か月以上3か月15日未満 | 50/100  |
| 2か月15日以上3か月未満 | 40/100  |
| 2か月以上2か月15日未満 | 30/100  |
| 1か月15日以上2か月未満 | 20/100  |
| 1か月以上1か月15日未満 | 15/100  |
| 15日以上1か月未満    | 10/100  |
| なし            | 0       |

表3

| 区分   | 成績率の運用                        |
|------|-------------------------------|
| 特に優秀 | 93.5/100                      |
| 優秀   | 78.5/100                      |
| 良好   | 68.5/100<br>35.0/100（再任用）     |
| 上記以外 | 68.5/100未満<br>35.0/100未満（再任用） |

基準日現在の在職期間です。※2

※1  
教職調整額、給料調整額含む

※2 基準日  
6月支給＝6月1日  
12月支給＝12月1日

表4（期末手当・勤勉手当共通）

| 給料表            | 加算対象職員                                                              | 加算割合 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|------|
| 行政職給料表         | 任用二等級の職員                                                            | 15%  |
|                | 任用三等級の職員                                                            | 10%  |
|                | 任用四等級の職員                                                            | 5%   |
| 小学校・中学校等教育職給料表 | 30学級以上の小学校の校長及び25学級以上の中学校の校長                                        | 20%  |
|                | 校長（上記を除く）及び副校長                                                      | 15%  |
|                | 教頭<br>主幹教諭及び指導教諭<br>経験年数26年以上（大学4卒）かつ2級117号給以上である職員                 | 10%  |
|                | 経験年数21年以上（大学4卒）かつ1級105号給以上である職員及び<br>経験年数10年以上（大学4卒）かつ2級53号給以上である職員 | 5%   |

今年度は改定があるようです！！裏面につづく →

## 期末・勤勉手当0.1月引き上げ(2年ぶり)

平成28年10月19日  
高知県人事委員会勧告

Pick Up!

### 勧告のポイント

- ◆ ボーナス支給月数は2年ぶりの引き上げ  
民間のボーナス(4.05月)との均衡を図るため、「期末・勤勉手当」を引き上げ(0.1月)
- ◆ 給料用の改定なし  
月例給は、民間を下回っていたが、その較差は極めて小さい(196円、0.06%)

これを受けて

## 【各任命権者は】

給与条例改正案を高知県議会(12月定例会)へ提出します。

可決されると…

|        |      | 6月   | 12月                  |
|--------|------|------|----------------------|
| 28年度   | 期末手当 | 1.20 | 1.35                 |
|        | 勤勉手当 | 0.70 | <b>0.80</b> (現行0.70) |
| 29年度以降 | 期末手当 | 1.20 | 1.35                 |
|        | 勤勉手当 | 0.75 | 0.75                 |

年間の支給月が3.95月→**4.05月**になります。

でも、12月9日の支給は、現行の支給率なので、遡って適用されることになります。と、いうことは…

そう！ **追給** があります。

注) あくまで予定です。



## 引き上げられた0.1月分はどこに上乘せされるの？



0.1月引き上げられた分は、勤勉手当に上乘せされます。  
現行の0.70が0.1月引き上げられ0.80になるのですが、勤勉手当の計算の仕方の見てみてください。どこにも「0.70」とありません。  
ん？と思った人はすごい！！

実は、任命権者(教職員は、高知県教育委員会)ごとに職員に支給することができる勤勉手当の総額が決められており、現行では0.70を乗じて算出した額となります。(単純にいうと勤勉手当基礎額×0.70×全教職員数が総額となります。実際は、もっと複雑ですが・・・)この率が0.80(H29以降は毎期0.75)になるということです。  
そして、この総額を超えない範囲で成績率が決定されています。  
成績率は、任命権者ごとに決めているので、今回0.1月引き上げられたことで、表3の「成績率の運用」の率がどれくらいになるかは、未定です。

## 高知県人事委員会ってどんなところ？

専門的・中立的な立場から県などの人事行政に関する事務を処理する組織です。

代表的な業務としては、官民較差を調査して職員の給与に関する報告・勧告を行うこと、地方公共団体の職員の採用や昇任に関する競争試験や選考を実施します。

また、不利益処分を受けた職員からの不服申立て等の審査を行っています。一般職の地方公務員に対する労働基準監督機関です。



いかがでしたか？  
一言にボーナスといっても複雑な決まりによって支給されていることが分かっていただけたでしょうか？